

## 補助金等事業概要

補助事業名	一般財団法人佐渡市スポーツ協会運営費補助金
補助の区分	団体運営補助
補助の概要	スポーツ基本法に基づき、本市のスポーツ推進を図るため、一般財団法人佐渡市スポーツ協会の運営に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもの。
補助事業者	一般財団法人佐渡市スポーツ協会
補助対象経費	奨励補助、イベント・大会補助、団体運営費補助
類似補助の有無	<p>無</p> <p>○同種の補助金の統合検討</p>
補助金額（定額、上限、下限等）	<p>予算計上額を上限とする。</p> <p>○少額（5万円以下）補助金の理由</p>
補助率等	<p>奨励補助（スポーツの普及促進等10/10以内）、イベント・大会補助（人件費等9/10以内）、団体運営費補助（事務費等1/2以内）</p> <p>○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由</p> <p>市内各地区の体育協会の支援や選手強化費など奨励補助は、市が行うべきスポーツ推進やスポーツを通じた青少年健全育成など公益に資する取組みであるため。</p>
数値目標等	<p>B 数値化不可</p> <p>○目標に対する費用対効果（計算式）</p> <p>○目標を数値化できない理由及び他の評価方法</p> <p>市内スポーツの中核を担う団体として、競技力の向上、継続したスポーツ活動の実施、各種団体の育成など、数値化できない活動を行っている。評価については、毎年の事業実績等を基に総合的に判断する。</p>
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和5年9月30日
補助終期	<p>令和6年3月31日</p> <p>○終期の設定が3年を超える場合の理由</p>
補助事業の募集・開示等	<p>○開示内容及びその方法（手段）</p> <p>-</p>
事業担当 (担当部署)	社会教育課
事業担当 (電話番号)	0259-58-7356